

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則の一部を改正する規則(第34号) 2
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第35号) 2
- 秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(第36号) 2

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(第1号) 2

告 示

- チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務の委託について(第90号) 3
- 一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について(第93号) 3
- 平成18年度一般廃棄物処理実施計画について(第94号) 3
- 平成18年度固定資産の価格等の登録について(第95号) 5
- 秋田市勤労者総合福祉センターの住民票等手数料徴収業務の委託について(第96号) 5
- 秋田市大森山動物園入園料徴収および案内業務の委託について(第97号) 5
- 出納員等への委任等について(第98号) 5
- 秋田市保健所の手数料徴収、収納業務の委託について(第99号) 21
- 犬の登録手数料の徴収業務の委託について(第100号) 21
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務の委託について(第101号) 21
- 行旅死亡人の取扱いについて(第102号) 21
- 秋田港振興センター施設使用料の収納事務の委託について(第103号) 21
- 結核予防法による医療機関の指定について(第104号) 21
- 納税通知書の公示送達について(第105号) 21
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第106号) 21
- 放置自転車等の撤去および保管について(第107号) 22
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について(第108号) 22
- 納税通知書の公示送達について(第109号) 22
- 平成18年度地籍調査事業の実施について(第110号) 22
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第111号) 22
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第112号) 23

- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第113号) 23
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第114号) 23
- 放置自転車等の撤去および保管について(第115号) 23
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第116号) 24
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について(第117号) 24
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について(第118号) 24

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について(第9号) 24

選 管 告 示

- 公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程(第10号) 25

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について(第5号) 25

上 下 水 道 局 告 示

- 秋田市上下水道事業に係る水道メーターの検針事務等の委託について(第24号) 25
- 秋田市水道料金等のコンビニエンスストア収納事務の委託について(第29号) 25
- 指定排水設備工事業者の指定について(第30号) 26
- 指定給水装置工事業者の指定について(第31号) 26
- 指定排水設備工事業者の指定について(第32号) 26
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について(第33号) 26
- 指定給水装置工事業者の指定について(第34号) 26
- 指定排水設備工事業者の指定について(第35号) 26
- 指定排水設備工事業者の指定について(第36号) 27
- 指定給水装置工事業者の指定について(第37号) 27
- 指定排水設備工事業者の指定について(第38号) 27

公 告

- 入札参加希望者の公募について 27
- 土地収用法に基づく公告 28
- 入札参加希望者の公募について 28
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について 29
- 秋田市立秋田東中学校校舎大規模改造工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受け付けについて 29
- 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日について 31
- 農用地利用集積計画の策定について 31

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....31

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について.....31
○一般競争入札の執行について.....32

規 則

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第34号

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学条例施行規則（平成6年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる者は、学生」を「、授業料を減免することができる者は学生とし、授業料の徴収を猶予することができる者は学生および研究生」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年4月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第35号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第18号）の施行期日は、平成18年5月1日とする。

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第36号

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第1項中「、営業」を「、事業」に、「、仲卸業者の営業の譲渡しおよび譲受け認可申請書」を「仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受け認可申請書」に、「、仲卸業者の合併・分割認可申請書」を「仲卸業者の合併・分割認可申請書」に改め、同条第3項中「受理し、仲卸業者の営業」を「受理し、仲卸業者の事業」に、「仲卸業者の営業の譲渡しおよび譲受け認可書、」を「仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受け認可書」に改める。

第25条の見出しを「(事業報告書等の提出)」に改め、同条第1項中「営業報告は、仲卸業者営業報告書」を「事業報告は、仲卸業者事業報告書」に改め、同条第2項中「仲卸業者営業報告書」を「事業報告書」に改める。

業者事業報告書」に改め、同条第2項中「仲卸業者営業報告書」を「仲卸業者事業報告書」に改め、同条第3項中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第105条第6号中「営業」を「事業」に改める。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

公 平 委 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

秋田市公平委員会

委員長 伊 勢 昌 弘

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の項中「課長 参事」を「課長」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「局長」を「局長 本部長」に、「次長」を「次長 副本部長」に改め、同表市長の補助機関の項短期大学の項中「学長」を「学長 学長補佐」に改め、同表市長の補助機関の項病院の項中「理事」を「理事 次長」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

市史編さん室 を
室長 副参事

市史編さん室 に、
室長

用地調査室 を
室長 室長補佐
支所
支所長 参事 所長補佐

地籍調査室 に、
室長 参事
消費者センター
所長
支所
支所長 参事 所長補佐 副参事

消費者センター を
所長 所長補佐
地域センター
寺内地域センター所長 御野場地域センター所長
上北手地域センター所長 下北手地域センター所長
金足地域センター所長

地域センター に、
寺内地域センター所長 飯島地域センター所長 豊
岩地域センター所長 御野場地域センター所長 上
北手地域センター所長 下北手地域センター所長

保健所
 所長 次長 課長 参事 課長補佐 副参事

を

保健所
 所長 理事 次長 副理事 課長 参事 課長補佐
 副参事

に、

保健センター
 所長 参事 所長補佐

動物園
 園長 参事 園長補佐

中央卸売市場
 市場長 理事 室長 室長補佐

を

保健センター
 所長 参事

動物園
 園長 参事

中央卸売市場
 市場長 室長 副理事 室長補佐 副参事

に、

秋田駅東地区土地区画整理事務所
 所長 所長補佐

まちづくり整備室
 室長 参事 室長補佐

を

秋田駅東地区土地区画整理事務所
 所長 参事 所長補佐 副参事

まちづくり整備室
 室長 参事 室長補佐 副参事

に

改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「参事」を「副参事」に改め、同表の備考の1中「いう。」の次に「および秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第4号）」を、「および第7条」の次に「ならびに秋田市推進本部規則第1条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、チャレンジオフィスあきた施設使用料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港西三丁目9番15号

株式会社インフォメーションプラザ秋田

代表取締役社長 横 山 安 成

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次の者へ委託し

たので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

財団法人秋田市総合振興公社

理事長 相 場 道 也

秋田市告示第94号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成18年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項および秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定により、平成18年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 一般廃棄物処理基本方針

計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、市民の快適な生活環境を確保するとともに、資源循環型社会の構築に努める。

2 処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項 目	平成16年度 実 績	平成17年度 見 込	平成18年度 推 計
家 庭 ご み	122,888 t	122,273 t	122,273 t
粗 大 ご み	3,860 t	3,784 t	3,784 t
資 源 化 物	41,349 t	40,894 t	40,889 t
（空きびん）	4,046 t	3,917 t	3,917 t
（空き缶）	3,054 t	2,873 t	2,873 t
（古紙）	32,294 t	32,242 t	32,242 t
（ペットボトル）	1,429 t	1,404 t	1,404 t
（金属類）	496 t	424 t	424 t
（ガス・スプレー缶）	4 t	2 t	2 t
（使用済み乾電池）	24 t	31 t	25 t
（その他）	2 t	1 t	2 t
合 計	168,097 t	166,951 t	166,946 t
し 尿	44,934kl	40,390kl	37,580kl
浄 化 槽 汚 泥	25,120kl	23,927kl	22,620kl
合 計	70,054kl	64,317kl	60,200kl

3 処理区域

秋田市全域

4 一般廃棄物の区分

(1) 家 庭 ご み 厨芥類、資源化できない紙類およびプラスチック類などの可燃性廃棄物ならびにガラスくず、陶磁器くずおよび金属類の区分に属するもの以外の金属製品類などの不燃性廃棄物。

(2) 粗 大 ご み 家具類、寝具類等とし、携帯用のものや比較的小さいものは除く。また、特定家庭用機器廃棄物ならびにメーカー等によるリ

<p>サイクルの対象となる家庭用使用済みパソコンおよび自動二輪車は除く。</p> <p>(3) 資源化 物 空きびん、空き缶、古紙、ペットボトル、金属類、ガス・スプレー缶、使用済み乾電池（筒型乾電池のみで、ボタン型や充電式電池は除く。）とする。</p> <p>ただし、化粧品や薬品が入っていたびんや缶、塗料の缶は除く。ペットボトルは清涼飲料用・酒類用・しょうゆ用とする。また古紙は新聞・段ボール・紙パック・雑誌類とする。</p> <p>(4) し 尿 くみ取りトイレから排出されたし尿。</p> <p>(5) 浄化槽汚泥 浄化槽清掃時に排出された汚泥。</p> <p>5 ごみの排出抑制・再資源化計画等</p> <p>(1) 各種計画の見直しと進行管理等</p> <p>ア 一般廃棄物処理基本計画における目標を達成するため、本実施計画に基づき計画的に施策の展開を図る。</p> <p>イ エコあきた行動計画の昨年度実績を検証し、18年度の目標が達成されるよう適切な進行管理をしていく。</p> <p>(2) 排出抑制の方法</p> <p>ア ごみの減量啓発のため、市民向けパンフレットを配布するほか、イメージキャラクター“エコアちゃん”を使用したグッズの作成を行う。また、各種環境展等へ積極的に参加し、市民への情報提供をおこなう。</p> <p>イ 市民がごみ減量の必要性を理解し、気軽に楽しく取り組めるごみ減量を推進するため、市民の減量した成果を金額で表す「環境貯金箱作戦」を引き続き実施する。</p> <p>ウ 処理ごみの減量につながる適切な分別を促進するため、各地域においてごみの分別に関する講座（ごみ分別井戸端会議）を開催する。</p> <p>エ 大量消費型生活の見直し、指定ごみ袋による資源循環を重視したごみの分別、資源集団回収への参加等、市民のごみ排出抑制への意識向上と自主的な活動を促進するため、リサイクルに関するビデオテープの貸し出しや、集団回収に対して奨励金交付を行う。</p> <p>オ 事業系ごみの分別・リサイクルの徹底のため職員による事業所の排出指導を行うとともに、廃棄物管理責任者の選任と減量計画書を立案するようあわせて指導する。</p> <p>カ 市民自らが目標を定め、継続的に環境配慮活動に取り組む仕組みである「市民版ISO」を実施することにより、身近なところからごみ減量の取り組みを進める。</p> <p>キ 焼却、溶融、破砕および埋立施設に搬入される事業系廃棄物について随時展開検査を実施し、排出事業所および収集運搬許可業者に対して適正な分別、排出を指導していく。</p> <p>ク 散乱ごみ追放のため従来からの市内主要幹線道路の清掃、ボランティア活動への支援のほか、県民フォーラム等への協力をを行う。</p> <p>ケ 市民、事業者が主体となって行う環境美化（清掃活動）や、地域団体が行うごみ減量・リサイクルなどの環境活動を支援する。</p> <p>コ リサイクルプラザの見学会の開催やコミセン等の催事を活用し、排出抑制・リサイクルについて随時啓発・啓蒙していく。</p> <p>サ 不法投棄監視専用車を委託配備するとともに、監視カメラの導入により未然防止・早期発見に努める。</p>	<p>(3) 再資源化の方法</p> <p>ア 資源化物として回収したものは、雑物を除いた後で全量資源化する。なお、空きびんとペットボトルについては、容器包装リサイクル法で定める指定法人による引き取りシステムを活用する。</p> <p>イ 粗大ごみや金属類を破砕処理することによって生ずる鉄類やアルミニウムは、再資源化する。</p> <p>ウ 白色発泡トレイなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しながら積極的に回収拠点をPRし、事業者による再資源化を進めていく。</p> <p>6 ごみ排出等における市民、事業者の義務等</p> <p>(1) 市民</p> <p>ア 排出にあたっては、資源集団回収や事業者の下取り、店頭回収および不用品交換によって再利用等できないかを自己評価することにより、ごみの減量に努めること。</p> <p>イ ごみを排出する際は前述の3つに分別すること。（資源化物については、さらに古紙の4種類を含め10種類に分別すること。）</p> <p>ウ 市の定期収集に排出する場合は、市が定めた収集日当日の午前6時から8時までに指定された集積所に指定袋等を持ち出すこと。なお、粗大ごみについてはこの限りでない。</p> <p>エ 引っ越しや大掃除等により一時的に多量に排出されるごみは、市の処理施設へ自ら運搬するか、許可業者に依頼すること。ただし、全市一斉清掃については別に定める。</p> <p>オ 商品を選択する際には、包装・容器等を勘案し、ごみの減量および環境の保全に配慮した選択をするよう努めること。</p> <p>カ 在宅医療廃棄物については、医療機関へ返却すること。</p> <p>(2) 事業者</p> <p>ア 再生利用可能なものを分別・資源化することにより、ごみの減量に努めること。</p> <p>イ 排出は前述の分別と同様とし、自ら市の処理施設に運搬するか、許可業者に依頼すること。</p> <p>ウ 市の指定集積所へは排出しないこと。</p> <p>7 産業廃棄物の処理</p> <p>秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則第7条第1項第1号の規定に基づき、秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥を総合環境センターで処理する。また、同条同項第2号の産業廃棄物については、市長がその処理を認めたものを適正に処理する。</p> <p>8 生活排水処理計画</p> <p>(1) 公共用水域の環境保全を目的として、下水道事業の認可を受けた地域および農業集落排水事業による整備地域（具体的計画のある地域を含む。）を除いた地域において、地域ごとに次の事業を行う。</p> <p>ア 浄化槽設置整備事業（秋田地区および雄和地区） 専用住宅に浄化槽を個人で設置しようとする者に対し、その設置費の一部を補助する。</p> <p>イ 個別排水処理施設整備事業（河辺地区のみ） 市が個人の住宅等に浄化槽を設置し、使用者から使用料を徴収しながら維持管理を行う。</p> <p>(2) し尿および浄化槽汚泥（下水道事業に係るものを除く。）については、市の施設で全量衛生的に処理する。</p> <p>市が処理する一般廃棄物の排出状況、処理主体および処理計画は、別紙（省略）のとおりとする。</p>
--	---

秋田市告示第95号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成18年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市勤労者総合福祉センターにおいての住民票等手数料徴収業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 佐 藤 英 實

秋田市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市大森山動物園入園料徴収および案内業務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市浜田字潟端154番地
浜田観光株式会社
代表取締役 加 藤 次 男

秋田市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員および現金取扱員に委任し、又は、再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年 4月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける出納員	委 任 事 務
小 熊 伸 司	有価証券の出納保管に関する事務。
川 辺 由起子	有価証券の出納保管に関する事務。
菅 原 裕 子	有価証券の出納保管に関する事務。
小笠原 利 美	管財課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭にかかる返還金の収納に関する事務。
永 井 暁	入札保証金に関する受領等についての事務。
海 野 容 子	情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務。
石郷岡 誠 一	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務。
佐々木 吉 丸	市民税課および資産税課で取扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料ならびに市民税課で取扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取扱うつり銭の出納保管に関する事務。
高 橋 範 慶	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務。
進 藤 照 美	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。
石 黒 和 雄	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、鑑札弁償金、電子証明書発行手数料、その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
沓 澤 正 一	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
佐 藤 聡	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
松 木 仁	各コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。
畠 山 秋 雄	寺内地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。寺内地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
三 浦 雄 一	将軍野地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。将軍野地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。

高 田 全	太平地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
金 野 嘉 博	外旭川地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
渡 部 真志美	飯島地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。飯島地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 美 樹	下新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
永 田 博	上新城地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 彰 倫	豊岩地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
渡 辺 光 雄	御野場地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務。南地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
熊 谷 勝	上北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話利用収入の収納に関する事務。
高 山 信 義	下北手地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
平 塚 久 訓	下浜地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 徳 司	金足地域センターにおける手数料、使用料の収納に関する事務および公衆電話使用料の収納に関する事務。
保 坂 正	土崎支所において取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
船 木 重 保	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務。浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。
伊 東 孝 平	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターの公衆電話利用料の収納に関する事務。
新 田 行 平	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。
黒 沢 光 伸	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。保育料の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。各保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務。
佐 藤 修	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務。
石 川 真	生活保護費返還金の収納に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務。
佐 藤 義 敏	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
武 田 信 行	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
加 賀 千 光	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務。
須 藤 智 明	ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。
加賀谷 敏 春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
田 口 光 宏	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。
小 松 守	大森山動物園図録頒布収入、えさやり体験収入等の収納に関する事務。
小 島 武 志	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。
鷺 谷 邦 夫	秋田市中央卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務。
今 野 郁 夫	建設総務課において取扱う諸証明手数料、使用料および寄付金の収納に関する事務。市道証明手数料の収納に関する事務。道路占用料および東西歩道橋広告板使用料の収納に関する事務。
相 場 文 男	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く）の収納に関する事務。屋外広告物申請手数料の収納に関する事務。
松 橋 弘 明	都市計画図等売払収入に関する事務。開発許可等申請手数料の収納に関する事務。秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
小 玉 充 郎	建築申請手数料および完了検査申請手数料の収納に関する事務。
石 塚 鈴 雄	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
大 高 三 雄	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。
多 田 正 明	市民交流プラザの使用料、複写機使用料および自主事業に関する収入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

豊 嶋 司	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
田 口 一 俊	岩見三内連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
加 藤 志美雄	大正寺連絡所において取扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
中 島 義 博	秋田公立美術工芸短期大学の授業料および校地校舎使用料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の授業料および校地校舎使用料の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の入学検定料、入学料および諸証明手数料ならびに秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の入学検定料および入学金の収納に関する事務。秋田公立美術工芸短期大学の電話利用収入、公舎利用収入および複写機利用収入の収納に関する事務。
高 橋 勇	農業手数料、諸証明手数料の収納に関する事務。
古 里 正 昭	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務。
米 澤 喜 彦	教育研究所の公衆電話使用料の収納に関する事務。
和 賀 芳 宏	市立体育館および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。市営運動場、運動公園内施設等の使用料および八橋運動公園附属地使用料の収納に関する事務。市営運動場、八橋運動公園内施設の公衆電話使用料の収納に関する事務。
小 松 正 夫	河辺農林漁業資料館観覧料、つり銭の出納保管に関する事務。
安 田 美智男	児童館、児童センターの公衆電話使用料の収納に関する事務。
佐 藤 捷 雄	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびにつり銭の出納保管に関する事務。
田 村 信 雄	中央公民館の使用料の収納に関する事務。
古 木 孝 夫	土崎公民館の使用料、土崎体育館および附属地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。夜間照明設備使用料の収納に関する事務。将軍野高齢者学習センター公衆電話使用料の収納に関する事務。
高 橋 明 道	西部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
赤 川 衛	東部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
伊 藤 秀 孝	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。
杉 山 重 弘	北部公民館の使用料の収納に関する事務。
中 泉 孝 一	中央図書館明德館の公衆電話使用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。
阿 部 真 澄	土崎図書館の公衆電話使用料および光熱水費等使用料の収納に関する事務。
伊 藤 明	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。
二 木 信 幸	河辺公民館において取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
鈴 木 力 雄	雄和公民館において取扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
畠 山 茂	美術館観覧料、図録頒布収入等の収納に関する事務。
木 村 裕	赤れんが郷土館観覧料、敷地使用料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
田 口 清 昭	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日 野 久	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
小 林 建 一	文化会館の使用料、公衆電話使用料、コインロッカー使用料、複写機使用料およびつり銭の出納保管に関する事務。
石 塚 嗣 己	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。
洪 谷 義 博	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務。

出納員から現金取扱員への再委任

委任する出納員	委任を受ける現金取扱員	委 任 事 務
高橋 範 慶	柏 谷 久 芳	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	布 施 通	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	大 野 幸 雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	佐 藤 正 樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	佐々木 一	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	目 黒 満 晴	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	柴 田 俊 雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	小 野 親 明	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	佐々木 寿 人	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	清 水 直 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	鎌 田 慶 子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	伊 藤 一 彦	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範 慶	細 谷 郁 磨	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

高橋 範慶	佐々木 淳也	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	三浦 邦一	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	金 大咲	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	畠山 欣丈	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	北林 義規	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	高屋 伸一	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	伊藤 哲志	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	岡本 広大	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	最上 光子	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	池田 亮	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	秋山 洋樹	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	斎藤 基浩	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	伊藤 達矢	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

高橋 範慶	山田 芳久	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	佐藤 和哉	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	田口 誠	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	長谷部 達也	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	永井 祐美	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	淡路 喜美雄	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	七尾 宏和	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	佐藤 雄介	市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
高橋 範慶	金子 歌子	松原簡易郵便局の市税、国民健康保険税等の収納に関する事務。
進藤 照美	石川 雅樹	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
進藤 照美	宇佐美 喜志	市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
進藤 照美	吉田 淳一	計量検査手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	安田 清	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐藤 聡	遠藤 新一	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。
佐藤 聡	菅原文子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務。

佐藤 聡	高橋 克 弥	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	柏谷 英一郎	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。
佐藤 聡	石井 公 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	伊藤 幸 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	伊藤 智 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	大野 千恵子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	加賀谷 薫	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	佐賀 雅 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	佐藤 滋 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	佐藤 貞 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	塩田 いく子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	竹内 紀 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	長谷川 順 子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。

佐藤 聡	林 順子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
佐藤 聡	山崎 裕子	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金ならびに他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。つり銭の出納保管、市税その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。
船木 重保	相原 忠悦	浜田簡易郵便局における税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。
伊東 孝平	黒澤 亮	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。
新田 行平	松山 徹	老人・福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務。
新田 行平	今川 智仁	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。
黒沢 光伸	佐々木 実	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒沢 光伸	小笠原 節子	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金および母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒沢 光伸	小川 貞子	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒沢 光伸	村上 陽子	母子寡婦福祉資金貸付元利金の収納に関する事務。
黒沢 光伸	保坂 泰葉	保育料の収納に関する事務。
黒沢 光伸	吉田 典雄	土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務。
黒沢 光伸	田 伸 あつ子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	三浦 美恵子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	筒井 由起子	川口保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	飯塚 春美	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	石川 祐子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	伊東 美樹子	土崎保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	佐藤 悦子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	遠藤 洋子	保戸野保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	熊谷 琴子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	佐々木 牧子	手形第一保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	根田 悦子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	伊藤 由紀代	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	後藤 節子	川尻保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	佐藤 光子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	高橋 その子	牛島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	川口 千加子	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	津田 徹	港北保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	片倉 倫子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	組谷 良子	泉保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	三浦 厚子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	組谷 節子	寺内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	藤田 静子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	豊島 りり子	河辺中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	菊地 久子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	石塚 紀子	岩見三内保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	伊藤 フミ子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	佐藤 みき子	戸島保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	小野寺 輝子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	星川 育子	新波保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	池田 重子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒沢 光伸	横田 孝子	川添保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。

黒 沢 光 伸	佐 藤 茂 子	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
黒 沢 光 伸	工 藤 美 嘉	雄和中央保育所の一時保育料、電話使用料の収納に関すること。
佐 藤 英 樹	大 友 徹	老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務。
佐 藤 英 樹	滝 田 綾 子	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。介護者激励金返還金の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	笠 井 いずみ	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	澤田石 真	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	児 玉 功	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	堀 慶一郎	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	鎌 田 裕	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	篠 田 秀 明	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	太 田 竜 彦	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	前 田 智 久	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	清 水 博 文	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	岡 部 友 明	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	長谷川 里 美	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	本庄谷 啓 太	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	嶋 田 博 和	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	森 川 瑠実子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
佐 藤 義 敏	佐 藤 直 子	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。つり銭の出納管理、その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の管理に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務。
武 田 信 行	池 田 小百合	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武 田 信 行	三 浦 芳 人	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武 田 信 行	赤 田 真貴子	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武 田 信 行	佐 藤 文 幸	H C V抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。

武田 信行	住谷 博美	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田 信行	山内 真弓	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
武田 信行	近藤 美加子	HCV抗体検査手数料の収納に関する事務。領収書の保管に関する事務。
加賀 千光	須田 知子	食鳥処理事業の申請手数料に関する事務。
須藤 智明	工藤 一権	ごみ処理手数料、廃棄物処理手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務。
須藤 智明	高橋 典子	ごみ処理手数料、廃棄物処理手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務。
須藤 智明	佐藤 貴之	ごみ処理手数料、廃棄物処理手数料、個別排水処理使用料、電話料およびこれらに付帯する収入金の収納に関する事務。
加賀谷 敏春	大澤 義人	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	児玉 浩記	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	藤田 芳幸	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	高橋 勝春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	大山 由紀子	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	佐々木 洋子	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	稲垣 和春	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	佐藤 直樹	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	京 極 進	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	大宮 浩樹	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
加賀谷 敏春	佐藤 真梨	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務。
小島 武志	福原 忠勝	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。
小島 武志	小野寺 晃	農林総務課における諸証明手数料の収納に関する事務。農業集落排水使用料および農業集落排水事業費分担金の収納に関する事務。
松橋 弘明	根田 雅文	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
松橋 弘明	菅原 崇	秋操駅南地区土地区画整理事業換地清算金徴収事務。
石塚 鈴雄	佐藤 徳次	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	伊藤 清弥	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	安宅 英勝	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	八柳 泰輔	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	田森 紀子	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	柳原 一彦	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	三浦 広樹	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	田口 泉市	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
石塚 鈴雄	船木 広喜	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料、諸証明手数料の収納に関する事務。
豊嶋 司	金 次男	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	池田 誠	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	進藤 秀磨	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	高橋 明子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	佐々木 恒紀	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊嶋 司	伊藤 朋幸	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

豊 嶋 司	工 藤 亮 子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	伊 藤 秀 和	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	大 山 由 紀 子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐々木 洋 子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	稲 垣 和 春	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	関 嘉 仁	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐 藤 直 樹	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	石 塚 三 和	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	熊 谷 直 正	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	小野寺 裕 子	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	織 山 泰 彦	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	高 橋 望 美	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	二 木 文 隆	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	鎌 田 護	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	高 橋 義 孝	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	鈴 木 喜 隆	河辺市民センターにおいて取扱う手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	榎 博 光	河辺市民センターにおいて取扱う手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
豊 嶋 司	佐々木 忍	河辺市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	勝 田 茂 満	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

工 藤 昌 夫	加賀谷 富喜子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 耕	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 和 也	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 長 雄	雄和市民センターにおいて取扱う斎場使用料の収納に関する事務。
工 藤 昌 夫	伊 藤 重 信	雄和市民センターにおいて取扱う斎場使用料の収納に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 幹 雄	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	伊 藤 勉	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	武 田 文 人	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	高 橋 孝 一	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 信 子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐々木 由紀子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	東海林 裕美子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	佐 藤 真 梨	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	加 藤 ゆみ子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	丸 山 進	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	名古屋 奈緒子	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	伊 藤 主	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	池 田 義 高	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
工 藤 昌 夫	酒 井 志美雄	雄和市民センターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
和 賀 芳 宏	嵯 峨 敏 夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

和賀芳宏	田口美喜利	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	金子一典	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	廣田らん子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	伊藤史	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	伊藤毅	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	池田崇	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	齊藤丈嗣	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	沢井理雄太	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	永田龍一	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	渡辺学	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	柴田隆紀	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	藤村好子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	見上渉	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	田口捷悦	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	佐々木紀一	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	秋由勲	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	伊吹正	勝平ゲートボール場・勝平市民グラウンド使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	三枝由夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	佐々木哲夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	富谷慶輔	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	中田信夫	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	熊谷忠	スポパークかわべ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	石塚幸子	スポパークかわべ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	佐藤茂子	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	三浦金男	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	藤原俊満	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	金道雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	伊藤寿雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	鈴木富三夫	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	菅野一吉	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	菅野靖雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	神田正光	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	齋藤京子	八橋運動公園内の施設および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀芳宏	池田幹雄	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
小松正夫	田口茂	河辺農林漁業資料館観覧料、つり銭の出納保管に関する事務。
田口清昭	榎良昭	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭出納保管に関する事務。
田口清昭	村上勝美	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭出納保管に関する事務。
田口清昭	進藤満雄	民俗芸能伝承館観覧料・使用料、旧金子家住宅使用料および敷地使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭出納保管に関する事務。
日野久	鈴木義春	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日野久	遠藤勇司	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日野久	鈴木庄吉	久保田城御隅櫓の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日野久	伊藤宣孝	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日野久	田代健作	旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録等頒布収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。
日野久	田口秀臣	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。電話利用収入の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務。

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱い手数料の徴収、収納業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田食品衛生協会
会長 横 谷 貞 二

秋田市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 小 玉 久 男

秋田市告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号
社団法人 秋田県獣医師会
会長 小 玉 久 男

秋田市告示第102号

平成18年3月29日、行旅死亡者を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡者取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年4月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 本籍、住所、氏名
不詳
- 2 性別
女性
- 3 人相、体格、特徴等
身長155cm、年齢70歳代位、小太り、黒色ハーフコート、茶色ズボン、黒色ブーツ（サイズ24.5cm）、姿。左足大腿部に火傷の痕あり。近くに木製のつえ、ビニールバッグが落ちていた。
- 4 発見年月日（時刻）
平成18年3月28日（午前10時37分頃）
- 5 死亡場所又は発見場所
秋田市檜山金照町6番23号敷地内
- 6 死亡年月日
不詳
- 7 処置

平成18年3月28日、秋田中央警察署霊安室で見分の結果、身元が判明しないため、平成18年3月29日に死体を引き取り、平成18年3月30日午前10時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨は、秋田市檜山古川新町68番地の長泉寺に安置している。

8 連絡先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話番号 018 (866) 2494

秋田市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田港振興センター施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市土崎港西一丁目9-1
ポート秋田株式会社
代表取締役社長 石 田 俊 介
- 2 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

秋田市告示第104号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年4月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	平成18年 3月24日

秋田市告示第105号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年4月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおりに
- 2 送達する書類
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
川原田町内会
- 2 認可年月日
平成16年8月23日

3 変更があった事項およびその内容

目的

変更前 本会は、次に掲げる会員の共同生活の維持と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦および町内会の発展を期することを目的とする。

1～9（略）

変更後 本会は、次に掲げる会員の共同生活の維持および福祉の増進ならびに地域の防災に努めるとともに、会員の親睦および町内会の発展を期することを目的とする。

1～9（略）

10 災害予防および災害発生時の会員相互の応援協力に関すること。

4 変更年月日

平成18年4月12日

5 変更の理由

規約に定める目的の変更による

秋田市告示第107号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年4月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 60台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成18年3月16日から同年3月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成18年4月26日から同年10月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第108号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、町および字の区域ならびにその名称を変更することについて、次のとおりその案を告示する。

平成18年4月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更する町および字の区域

別図（省略）のとおり

2 変更する町および字の名称

変更後の町名	変更前の町および字名
御所野堤台一丁目	上北手猿田字堤ノ沢、上北手古野字台、上北手御所野字荒久利

秋田市告示第109号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年4月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第110号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、平成18年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成18年4月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事業計画が告示された年月日

平成18年4月17日

2 調査を実施するものの名称

秋田市長 佐 竹 敬 久

3 調査地域

- 第1計画区 秋田県秋田市河辺北野田高屋字鼻峯沢、大神田沢、神田、栗山沢、上盤昌、大谷地、中山井沢、下山井沢、上山井沢、滝沢、黒沼、大旗沢、高屋、黒沼上堤下の一部
河辺北野田高屋字高橋の全部
- 第2計画区 秋田県秋田市河辺北野田高屋獅子岱、木賊沢、畑ノ沢、竹ノ子沢、桃ノ木沢、畑務沢、上堂ヶ沢、堂ノ前、森ノ沢、大木沢の一部

4 調査期間

平成18年4月17日から平成19年3月30日まで

秋田市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年4月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

四ツ小屋駅前町内会

2 認可年月日
平成9年10月8日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鈴木 與太郎
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林25番地2
変更後 池田 三朗
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林30番地5

4 変更年月日
平成18年4月21日

5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年4月21日

秋田市長 佐竹 敬久

1 変更があった認可地縁団体の名称
旭町町内会

2 認可年月日
平成9年8月8日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 相場 修二
秋田市金足追分字海老穴224番地の23
変更後 加藤 重春
秋田市金足小泉字瀧向115番地の1

4 変更年月日
平成18年4月21日

5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成18年4月21日

秋田市長 佐竹 敬久

1 変更があった認可地縁団体の名称
平沢自治会

2 認可年月日
平成11年11月2日

3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、河辺郡雄和町平沢字中嶋、字大部、字大面、字小深田、字田中、字舟津田、字袖又、字蟹沢、字金沢および同郡同町石田字下大部の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市雄和平沢字中嶋、同市雄和平沢字大部、同市雄和平沢字大面、同市雄和平沢字小深田、同市雄和平沢字田中、同市雄和平沢字舟津田、同市雄和平沢字袖又、同市雄和平沢字蟹沢、同市雄和平沢字金沢および同市雄和石田字下大部の区域とする。

事務所
変更前 河辺郡雄和町平沢字大部62番地1
変更後 秋田市雄和平沢字大部62番地1

代表者の氏名および住所
変更前 牧野 一志
河辺郡雄和町平沢字田中22番地1
変更後 牧野 一志
秋田市雄和平沢字田中22番地1

4 変更年月日
平成18年4月21日

5 変更の理由
住所等の表示の変更による

秋田市告示第114号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。
平成18年4月21日

秋田市長 佐竹 敬久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
361	秋田市高陽幸町8番23号	ファミリーマート秋田中央郵便局前店

秋田市告示第115号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。
平成18年4月25日

秋田市長 佐竹 敬久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 56台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日
平成18年4月1日から同年4月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年5月9日から同年11月9日まで

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用

者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第116号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年4月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

秋田市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年4月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	平成18年 4月10日
バラジマ歯科 クリニック	秋田市茨島六丁目10番13 号	平成18年 4月6日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
小 泉 医 院	秋田市土崎港中央四丁目 10番18号	平成17年 12月31日

秋田市告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年4月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株 式 会 社 ジェー・シー・アイ 秋 田 支 店	秋田市広面字樋ノ沖102 番地5	平成18年 4月1日
ひがし稲庭 クリニック認知症 対応型通所介護	秋田市下北手松崎字岩瀬 124番地	平成18年 4月1日
ひがし稲庭 クリニックヘルパー ステーション	秋田市下北手松崎字岩瀬 124番地	平成18年 4月1日
有 限 会 社 ケアポート秋田 福祉用具事業所	秋田市山王沼田町2番41 号	平成18年 4月1日
ケ ア ポ ー ト かたりべ・くらぶ	秋田市山王沼田町2番41 号	平成18年 4月1日
か も め ケアサービス	秋田市八橋大沼町15番12 号	平成18年 4月1日
株式会社虹の街 秋 田 営 業 所	秋田市牛島西一丁目3番 8-1号	平成18年 4月1日
有 限 会 社 クリーンサプライ	秋田市八橋字下八橋191 番地11	平成18年 4月1日
株式会社セスタ	秋田市土崎港中央三丁目 12番9号	平成18年 4月1日
株 式 会 社 か ん き ょ う	秋田市寺内字神屋敷295 番地39	平成18年 4月1日
株式会社小田島 アクティ介護用品 部 秋 田 営 業 所	秋田市卸町三丁目4番3 号	平成18年 4月1日
ほっと・サポート 有 限 会 社	秋田市外旭川八柳三丁目 10番6号	平成18年 4月1日
バラジマ歯科 ク リ ニ ッ ク	秋田市茨島六丁目10番13 号	平成18年 4月6日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
特定非営利活動 法人秋田市高齢者 介 護 N P O	秋田市山王四丁目4番14 号	平成18年 1月17日
中込内科循環器科 ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田二ツ屋一丁 目8番55号	平成18年 2月28日

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

平成18年4月7日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年4月5日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 平成18年度秋田市の教育について

選 管 告 示

秋市選管告示第10号

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年4月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程
(公職選挙事務執行規程の一部改正)

第1条 公職選挙事務執行規程(昭和34年秋市選管告示第29号)の一部を次のように改正する。

第3条の3中「第59条の4第3項」を「第59条の4第4項」に改める。

第2号様式の2中「秋田市選挙管理委員会」を「(あて先)委員長(氏名)殿」に改める。

秋田市選挙管理委員会
委員長(氏名)

第3号様式中「秋田市選挙管理委員会」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会」に改める。

長(氏名)

第6号様式および第6号様式の2中「秋田市選挙管理委員会委員長殿」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会委員長」に改める。

第8号様式中「貴殿」を「あなた」に、「候補者(氏名)殿」を「候補者(氏名)様」に改める。

第9号様式中「当該施設の管理者(氏名)殿」を「当該施設の管理者(氏名)様」に改める。

第10号様式から第13号様式まで、第19号様式の3および第19号様式の5中「秋田市選挙管理委員会」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会」に改める。

第20号様式中「秋田市選挙管理委員会」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会」に改める。

第21号様式中「第四百九十九条第一項」を「第四百九十九条」に改める。

(秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程(平成5年秋市選管告示第43号)の一部を次のように改正する。

第1号様式および第2号様式中「秋田市選挙管理委員会委員長様」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会委員長」に改める。

第6号様式中「秋田市長様」を「(あて先)秋田市長」に改める。

(秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発

行に関する規程の一部改正)

第3条 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程(平成14年秋市選管告示第36号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「秋田市選挙管理委員会委員長」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会委員長」に改める。

様式第2号中「開催順位」を「掲載順位」に改める。

様式第3号および様式第4号中「秋田市選挙管理委員会委員長」を「(あて先)秋田市選挙管理委員会委員長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

平成18年4月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年4月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

1 案 件 秋田市河辺戸島字本町266番地2 鈴木弘道の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外38件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第24号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る水道メーターの検針事務等を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成18年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 受託者の住所および氏名

秋田市山王臨海町3番18号 秋田管工事業協同組合
理事長 太 田 光 重

2 委託する検針事務等の範囲

水道メーター検針事務および営業関連業務

3 委託年月日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第29号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、秋田市水道料金等のコンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成18年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 収納事務を委託しようとする者の住所および氏名

岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社 電算システム

代表取締役 宮 地 正 直

2 収納事務を委託しようとする料金等の範囲

水道料金および下水道使用料

3 収納事務を委託しようとする取扱店

ローソン、サークルKサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、HOTS PAR（DSK収納代行取扱表示のある店）、セブン-イレブン、ファミリーマート、スリーエフ、am/pm、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（DSK収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、コストアの直営店および加盟店

4 収納開始日

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第30号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年4月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
珍田工業株式会社	珍田 伸一	秋田市雄和平沢字大面2番地1
松永設備	松永 節夫	由利本荘市岩谷麓字水上164番地
有限会社高屋組	高屋 貞明	秋田市河辺戸島字本町117番地
株式会社テクノ三共	田中 守	横手市前郷字下横山52番地2

2 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

秋田市上下水道局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年4月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
幸住設	幸野 壽	秋田市飯島穀丁18番2号	平成18年4月10日

秋田市上下水道局告示第32号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年4月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
幸住設	幸野 壽	秋田市飯島穀丁18番2号

2 指定期間

平成18年4月10日から平成21年4月9日まで

秋田市上下水道局告示第33号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年4月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年5月1日
- 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
桜ガ丘一丁目、桜ガ丘二丁目、桜ガ丘三丁目および桜ガ丘四丁目
- 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 縦覧の期間
平成18年4月15日から4月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年4月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社真坂設備	真坂 優	由利本荘市矢島町立石字下田表114番地1	平成18年4月14日

秋田市上下水道局告示第35号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年4月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社真坂設備	真坂 優	由利本荘市矢島町立石字下田表114番地1

2 指定期間

平成18年4月14日から平成21年4月13日まで

秋田市上下水道局告示第36号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年4月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 スギサワ	杉澤 勤	仙北郡美郷町本堂城回字本堂町113番地

2 指定期間

平成18年4月17日から平成21年4月16日まで

秋田市上下水道局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年4月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
スズコー住設	鈴木 幸雄	秋田市牛島東七丁目17番56号	平成18年4月26日

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業務名	内容	期間	入札参加要件
小中学校複写機の複写料金単価	小中学校に設置する複写機の複写料金単価	平成18年6月1日～平成19年3月31日	① 秋田市内に本店、支店、営業所を有する者、又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 複写機の複写料金単価契約が可能な者であること。 ④ 複写機の保守サービスが可能な者であること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年5月15日(月)午前9時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契約日 平成18年5月16日(火)

注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年4月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
スズコー住設	鈴木 幸雄	秋田市牛島東七丁目17番56号

2 指定期間

平成18年4月26日から平成21年4月25日まで

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年4月7日

秋田市長 佐竹敬久

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年4月27日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 複写機の保守サービス体制調書（様式3（省略））

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）

※有効期限3ヶ月以内

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成18年4月10日(月)から平成18年4月27日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会総務課経理担当
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
 - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年5月8日(月)午後に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成18年4月10日(月)から平成18年4月27日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会総務課経理担当
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令第5条第3項の規定に基づき通知がありましたので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定により公告する。

平成18年4月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事件名
秋田都市計画道路事業3・4・14号川尻広面線に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称
平成18年4月4日付け秋収委-1「審理の開始について(通知)」
- 3 通知を受けるべき者
秋田県秋田市大町五丁目486番4および486番5の土地の所有者
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場(秋田県庁正面玄関前)
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成18年4月11日
 - (3) 掲載される公報 平成18年4月11日付け秋田県公報

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

公募する。

平成18年4月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物件名
秋田市立秋田商業高等学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
 - (2) 物品名および数量
ファイル制御サーバー一式、クライアントパソコン49台、液晶ディスプレイ74台、カラーレーザープリンタスキヤナシテム1台、モノクロレーザープリンタ2台、DVDスーパーマルチドライブ1台、ネットワーク機器一式、ソフトウェア一式(インストール含む。)
 - (3) 納入期限 平成18年6月1日(木)
 - (4) 納入場所 秋田市立秋田商業高等学校
- 2 入札に関する事項
 - (1) 日時 平成18年5月2日(火)午前10時
 - (2) 場所 秋田市新屋勝平台1番1号 秋田市立秋田商業高等学校 会議室
- 3 契約に関する事項
 - (1) 契約期間 契約した日から平成23年5月31日まで
 - (2) 賃貸借期間 平成18年6月1日から平成23年5月31日まで
- 4 入札参加に必要な資格
 - (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
 - (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。(上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。)
 - (3) 租税に滞納がないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止中でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料(物品の仕様書含む。)を受領し、平成18年4月25日(火)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
イ 営業経歴書(様式2(省略))
ウ 納税証明書
 (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)
オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し
 ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、

- 賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを添付すること。
- (2) 入札説明書等配付資料受領場所
秋田市立秋田商業高等学校
- (3) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (4) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成18年4月14日(金)から平成18年4月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市立秋田商業高等学校

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年4月28日(金)午後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市立秋田商業高等学校 事務室
電話 018-823-4308

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成18年4月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 氏 名 株式会社秋田中央ビルディング
代表取締役 佐々木 泰 英
イ 住 所 秋田県秋田市中通二丁目6番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 秋田中央ビルディング
イ 所 在 地 秋田県秋田市中通二丁目6番1号
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 変更前 別紙①（省略）のとおり
ロ 変更後 別紙②（省略）のとおり
- (4) 変更年月日 平成18年3月8日
- (5) 変更理由 株式会社西武百貨店秋田店改装のため

2 届出年月日 平成18年4月12日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成18年4月18日～平成18年8月18日

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり秋田市立秋田東中学校校舎大規模改造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成18年4月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 学校第5号
- (3) 工 事 名 秋田市立秋田東中学校校舎大規模改造工事
- (4) 工事場所 秋田市手形休下町10番51号
- (5) 工事概要 A. アスベスト除去等工事 17棟
：床面積 1,606㎡
B. 校舎内部改造工事 17棟+23棟
：床面積 2,560㎡
C. 校舎外部改造工事 17棟+23棟
D. 耐震補強工事 17棟+23棟
鉄骨ブレース増設・取替
E. 屋外階段改築工事 鉄骨造
- (6) 工事期限 平成19年4月24日(火)まで
- (7) 予定価格 357,130,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成18年5月17日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成18年5月19日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき
- (11) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本市では、設計金額が5千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
- 代表者要件
- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。
- イ 特定建設業の許可（建築工事業）を有すること。
- ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
- エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- 代表者以外の構成員要件
- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付けされていること。
- イ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- ウ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (3) アスベストに関する事項
- ア 石綿障害予防規則第19条に規定されている石綿作業主任者（元請、下請を問わない）を現場に配置できること。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第6項に規定されている特別管理産業廃棄物管理責任者（元請、下請を問わない）を配置できること。
- ※要件アおよびイについては落札決定後すみやかに監督員に届け出るものとする。
- ※平成18年4月1日に新設された「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了しても「石綿作業主任者」の資格とはみなされないので注意すること。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成18年4月24日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し
- ウ 施工実績調書（入札に付する工事と同種・同規模程度の工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））
- エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））
- オ 誓約書（様式5（省略））
- (2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする

- 共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。
- ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書（JV）
- イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）
- (3) 申請書等の提出
- 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請書等の受付
- 申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成18年4月18日(火)から平成18年4月24日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ（http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html）から入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年5月9日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号
(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成18年4月18日(火)から平成18年5月10日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 47,520円（設計書1,320円、図面26,400円、既存参考図19,800円）（税込）（CD-ROM 有（1枚1,000円））
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること）により、平成18年5月10日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能であ

る。(無料)

- (8) 閲覧期間 平成18年4月18日(火)から平成18年5月16日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成18年7月16日と定めたので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年4月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成18年5月22日から
平成18年6月4日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から
午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市手形山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成18年度第1号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年4月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年4月25日から
平成18年5月17日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
第2号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム(PAC)購入	秋田市上下水道局 仁井田・豊岩浄水場	
第3号	仁井田・豊岩浄水場 水道用 次亜塩素酸ナトリウム購入		

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成18年4月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ア 氏 名 株式会社サンデー
代表取締役社長 和田 正 徳
イ 住 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
ア 名 称 サンデー秋田土崎店
イ 所在地 秋田県秋田市土崎港相染町字家の下37番地1
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(変更前)開店時刻 9時30分 閉店時刻 20時00分
(変更後)開店時刻 7時00分 閉店時刻 21時00分
イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前) 9時15分~20時15分
(変更後) 6時45分~21時15分
- (4) 変更年月日 平成18年4月21日
- 2 届出年月日 平成18年4月20日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 縦覧期間 平成18年4月25日~平成18年8月25日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成18年4月4日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

第4号	水道用液体苛性ソーダ購入	秋田市上下水道局 雄和浄水場	契約日から 平成19年3月31日
第5号	雄和浄水場 水道用 ポリ塩化アルミニウム（PAC）購入		
第6号	雄和浄水場 水道用 次亜塩素酸ナトリウム購入		
第7号	水道用ソーダ灰購入	秋田市上下水道局 八橋下水道終末処理場	
第8号	八橋下水道終末処理場 高分子凝集剤購入		
第9号	八橋下水道終末処理場 次亜塩素酸ソーダ購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市に物品入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成18年4月18日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成18年4月20日(木)
- 入札金額 入札書には、1kgあたりの価格を記載すること。
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成18年4月11日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略）））を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

委託番号	委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第61号	漏水調査業務委託	秋田市内 (局が指定した所)	平成18年11月30日	3に記載

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成18年4月4日(火)から平成18年4月11日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年4月14日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年4月4日(火)から平成18年4月17日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成18年4月14日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年5月9日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成18年5月12日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成18年4月25日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
(イ) 実績調書(様式2(省略))

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

- (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
(イ) 実績調書(様式2(省略))
(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)
(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写しまたは口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年4月17日(月)から平成18年4月25日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成18年4月14日(金)から平成18年5月8日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

